



航空危険物規則書第 62 版(2021 年 1 月 1 日発効)への訂正、追加

IATA Dangerous Goods Regulations 62nd Edition Effective 1 January 2021 ADDENDUM Posted 1 January 2021 の邦訳

IATA 危険物規則書の利用者は、2021 年 1 月 1 日発効の第 62 版に対する下記の変更内容に留意されたい。

変更または訂正箇所は、それと判別できるよう取り消し線と網掛けで表示した。なお、ページ数はすべて JACIS 版航空危険物規則書のページ数を表している。

第 62 版(2021 年版)の重要な変更点および改定点 (JACIS 誤植のため下記一部分を追記)

6 — 容器の規格および性能試験 (Packaging Specifications and Performance Tests)

第 6 章の改定には以下を含む。

- 容器につける国連容器規格マークのサイズを明確にした (6.0.4.1、6.5.3.1)。
- プラスチックドラムおよびジェリカンの製造年の表示を明確にした (6.0.4.2.1(f))。
- 2 個以上の設計型式として試験された容器にかかわる新規の規定 (6.0.7)。
- 金属製エアゾールの最大容量が改定された (6.1.7.2)。
- ドラムに使用される材質が輸送される内容物と適合しない場合、アルミニウムおよび他の金属製ドラムには適切な内部の保護コーティングがなされなければならないことを識別する新規の規定が追加された (6.2.2.7、**6.2.7.7**)。この規定は鋼製ドラムおよび鋼製ジェリカンおよびアルミニウムジェリカンについてはすでに存在している。
- 国連シリンダーおよび密閉式極低温容器に対する ISO の参照が改定された (6.4.2)。

政府例外規定の新規または訂正 (2.8.2)

訂正 CAG - カナダ (Canada)

新規追加

CAG-13 Explosives Act の中で定義されたとおり、ほとんどの火薬類は、カナダに輸入される前にカナダ天然資源省 (Natural Resources Canada) によって分類されなければならない。火薬類がカナダで分類されていること、または輸入のための免除規定があることを確認するのは輸入者の責任である。カナダで製造された火薬類は輸送される前に分類されている必要がある。

例外規定 CAG-13 の適用可能性に関するいかなる申請も下記宛てに行わなければならない。

Natural Resources Canada
Explosive Safety and Security Branch
588 Booth Street
Ottawa, Ontario
Canada KIA 0E4
Telephone: +1 855 912-0012
Email: ERDmms@nrcan.gc.ca
Website: <https://www.nrcan.gc.ca/explosives>

運航者例外規定の新規または訂正 (2.8.4)

2.8.3.4 のリスト内 :

アストラジェットウクライナの後の	AU (オーストラル航空) を削除
香港航空の後の	KA (香港ドラゴン航空) (キャセイドラゴン航空) を削除
ジェットスター日本の後の	BL (ジェットスターパシフィック) を削除
ランペルーの後の	GH (グローバス航空) を削除

訂正 AF (エールフランス)

AF-01 リチウム電池 —UN 3480 (包装基準 965)、—UN 3481 機器と共に包装された/機器に組み込まれたリチウムイオン電池 (それぞれの包装基準 966 および 967)、—UN 3091 機器とともに包装された/機器に組み込まれたリチウム金属電池(それぞれの包装基準 969 および 970) を含む包装物およびオーバーパックは、最大で高さ 1.60 m を超えてはならない。
事前の申請により例外的に適用が免除される場合がある。

AF-02 AF-03 の例外規定に関係なく、特別規定 A201 に従う —UN 3480 リチウムイオン電池および —UN 3090 リチウムメタル電池はエールフランスの**便旅客機**では受託しない。

削除 AU (オーストラル航空)

AU-01 微量危険物は受託しない (2.6 参照)。

AU-02 旅客または乗務員が携行する危険物の規定の追加の制限は以下で見つけることができる。

<https://www.aerolineas.com.ar>

AU-03 放射性物質または機器に組み込まれたリチウム金属電池を含む航空郵便は輸送を受託しない (2.4 および 10.2.2 参照)。

AU-04 (空欄)

AU-05 放射性物質は、輸送指数が 3.0 を超える場合、輸送を受託しない。

AU-06 (空欄)

~~AU-07 (空欄)~~

~~AU-08 (空欄)~~

~~AU-09 荷送人は、輸送される各危険物の危険性、特性および事故または軽微な事故の際に取るべき行動についての知識を有する個人/機関の24時間緊急時電話番号を提供しなければならない。国番号およびエリアコードを含むこの電話番号は“Emergency Contact”または“24-Hour number”の文言に続いて、危険物申告書のその他の取り扱い注意(Additional Handling Information)欄に表示しなければならない(8.1.6.11および10.8.3.11参照)。~~

~~AU-10 製品安全データシート(MSDS)は固形二酸化炭素(ドライアイス)(UN 1845)、乗り物(UN 3166およびUN 3171)およびエンジン(UN 3528、UN 3529およびUN 3530)を除くすべての危険物について提供されなければならない。MSDSはスペイン語または英語が望ましい。MSDSは国連番号、要求される場合包装等級、正式輸送品目名およびすべての他の関連輸送情報を含まなければならない。~~

~~AU-11 以下のリチウム電池のみが輸送のために受託される。~~

~~● 包装基準 966 および 967 の Section II に従って準備されたリチウムイオン電池(UN 3481)。~~

~~● 飛行中の貨物の追跡に使用される温度管理装置(例えばデータロガー)に組み込まれたリチウム金属電池(UN 3091)で包装基準 970 の Section II の規定に合致しているもの。~~

~~注:~~

~~この制限は社用品(COMAT)には適用されない。UN 3091に従って準備されたCOMATについては、便あたり予備1組のみが搭載される。~~

~~AU-12 (空欄)~~

~~AU-13 リチウム電池の貨物は、以下の書類のうち1つが伴っている場合のみ受託する。~~

~~(a) 規定通りに完成されたリチウム電池の申告書書式(Lithium Batteries Declaration Form)(書式は貨物の営業事務所で入手できる)。または~~

~~(b) MSDS または正式に署名されたビジネスレターまたは航空貨物運送状に記載された申告。MSDS またはビジネスレターまたは運送状は、リチウム電池に適用される国連番号、包装基準および Section、および輸送される電池についての追加情報を提供可能な個人/機関の電話番号を含んでいなければならない。~~

~~AU-14 (空欄)~~

~~AU-15 核分裂性放射性物質の輸送は受託しない(10.5.13参照)。~~

削除 BL (ジェットスターパシフィック)

~~BL-01 貨物として輸送される危険物は、いかなるジェットスターパシフィック航空機でも輸送を受託しない。~~

訂正 CZ (中国南方航空)

~~CZ-08 以下のリチウム単電池および組電池は受託しない。~~

~~● UN 3480、リチウムイオン単電池および組電池で、包装基準 965 の Section I A、Section I B および Section II に従って準備されたもの;~~

~~● UN 3090、リチウム金属またはリチウム合金の単電池および組電池(UN 3090)で、包~~

装基準 968 の Section I A、Section I B および Section II に従って準備されたもの。

- UN3091、機器に組み込まれるか、または機器と共に包装されたリチウム金属またはリチウム合金の単電池および組電池 (UN 3091) で、包装基準 969 または 970 の Section I に従って準備されたもの。この制限は、社用品 (COMAT) のカテゴリに入る機器に組み込まれるか、または機器と共に包装されたリチウム単電池および組電池には適用しない。

CZ-09 UN 3480 のリチウムイオン単電池および組電池 (Section I A、Section I B および Section II) については、荷送人はリチウムイオン単電池および組電池が充電率 30% を超えていない充電状態 (SOC) であることを明確に示さなければならない。危険物申告書の“その他の取扱い注意 (Additional Handling Information)”欄にその情報を表示する必要がある。UN 3480 の Section II については、荷送人は compliance の文言とともにこの情報を運送状に表示しなければならない。記入例: Lithium ion batteries are at a state of charge (SOC) not exceeding 30% of their rate capacity. (空欄)

訂正 FJ (フィジー航空)

新規追加

FJ-06 引火性液体で作動する内燃機関を組み込んだ機械、例えばチェーンソー (chainsaws)、芝刈り機 (lawn mowers) および発電機 (generators) の輸送は、旅客の手荷物としては許可されない。それらは貨物としてのみ受託され、UN 3528 “Engine, internal combustion, flammable liquid powered” として分類されなければならない。

訂正 FX (フェデラルエクスプレス)

▲ FX-03

- (a) 第 7 分類の物質は、FedEx International Priority Freight (IPF)、FedEx International Premium (IP1) または FedEx International Express Freight (IXF) による輸送に供される場合、事前通知または事前承認が要求されることがある。追加情報については +1 (877) 398-5851 に連絡すること。以下の国連番号は、内容物にプルトニウム 239 (PU 239) またはプルトニウム 241 (PU 241) を含む場合、禁止される。UN 3324、UN 3325、UN 3326、UN 3327、UN 3328、UN 3329、UN 3330、UN 3331 および UN 3333。プルトニウム 239 およびプルトニウム 241 の核分裂性物質を含むすべての国連番号は輸送が禁止される。
- (b) フェデラルエクスプレスは荷送人が事前承認されていないならば、副次危険性が区分 1. 4、第 3 分類、区分 4. 1、区分 4. 2、区分 4. 3、区分 5. 1、区分 5. 2、第 8 分類または貨物機専用ラベルが貼付された区分 2. 2 の放射性物質は受託しない。
米国以外を発地とする第 7 分類の輸送は事前承認が要求される。各地域のフェデラルエクスプレスの顧客サービス番号に電話し、FedEx Express Freight の顧客サービスに申請すること。
- (c) 世界中すべての核分裂性物質の輸送は事前承認が要求される。支援については、1-901-375-6806 に電話し、“4” を押して次の危険物担当者呼び出す。
- (d) 放射性核種の混合物または溶液については、“mixture” または “solution” の適切なも

のを数量と包装の種類 (Quantity and Type of Packaging) 欄へ物理的および化学的形態とともに記載する (例えば liquid salt solution または solid oxide mixture)。
(e) フェデラルエクスプレスは適用除外輸送物 (UN 2908、UN 2909、UN 2910、UN 2911) でオーバーパックに収納されたものは受託しない。または 2 つ以上の輸送物がスキッド、パレットに積まれたものも受託しない。

FX-09 米国発着の同梱 (all packed in one) およびオーバーパック貨物は、49 CFR 177.848 の隔離要件に従わなければならない。以下を参照。
https://www.ecfr.gov/cgi-bin/text-idx?node=pt49.2.177&rgn=div5#se49.2.177_1848

FX-10 (空欄) フェデックスの担当が配置された米国拠点で降ろされた接近可能な危険物 (accessible dangerous goods (ADG)) および接近不可能な危険物 (inaccessible dangerous goods (IDG)) を含む輸送物は、紙の送り状や紙の航空貨物運送状ではなくフェデックスまたは第三者の自動システムを使用しなければならない。

FX-18 米国内を発地とするフェデラルエクスプレスの危険物輸送のための危険物申告書は、危険物規則の適法性編集チェック付きのソフトウェア (紙の送り状や紙の航空貨物運送状ではない) を使用して、以下の方法の 1 つにより準備されなければならない。

- FedEx electronic shipping solutions。(以下改定情報を参照。)
- 認定された荷主が著作権を持つソフトウェアまたは
- フェデラルエクスプレスが認定した販売業者のソフトウェア。

改定 (Update) : すべての FedEx electronic shipping solutions 2016 年版または 2022 年 1 月 1 日以前のより新しいものであること。これは、フェデラルエクスプレスサーバーアプリケーションおよびフェデラルエクスプレスウェブサービスアップロードを含む。危険物情報のアップロードが FedEx DG Ready DG Data Upload Mode を使用していない場合、またはこの日付で最新版の FedEx Café and FedEx.com を使用していない場合、貨物はフェデラルエクスプレス輸送ネットワークでは受託しない。

FX-18 の規定は現在以下には適用しない。

- 米国外の地域 (海外の米国統治領、たとえばプエルトリコを含む) を発地とする輸送。
- FedEx International Express Freight® (IXF)、および FedEx International Premium® (IP1)。
- 第 7 分類の放射性物質を含む輸送。

注 :

フェデラルエクスプレス社認定の危険物出荷アプリケーション販売業者のリストは、[https://www.fedex.com/us; dangerous goods \(keyword\)](https://www.fedex.com/us; dangerous goods (keyword)) で検索ができる。

訂正 FZ (フライドバイ)

FZ-01 フライドバイは、危険物貨物は、貨物として受託しない。規則書によって危険物の適用が除外されるもの (例として特別規定により除外されるものがある) については、

フライドバイの最寄りの事務所へ確認するか cargo.capacity@flydubai.com へお問い合わせ
してください。

荷送人は、輸送される各危険物の危険性、特性および事故または軽微な事故の際に取るべき
行動についての知識を有する個人/機関の 24 時間緊急時電話相談を提供しなければならない。
国番号およびエリアコードを含むこの電話番号は、” Emergency Contact” また
は” 24-hour number” の文言に続いて、危険物申告書の取扱い注意欄に記入しなければ
ならない。

新規追加

FZ-02 以下の危険物はフライドバイでの輸送は受託しない。

(a) 第 2 分類

- 区分 2.1 引火性ガス
- 区分 2.2 非引火性、非毒性ガス
- 区分 2.3 毒性ガス

(b) 第 4 分類

- 区分 4.1 可燃性固体、自己反応性物質、重合物質、固体の鈍性化火薬類
- 区分 4.2 自然発火性物質
- 区分 4.3 水と接触すると引火性ガスを発生する物質

(c) 第 5 分類

- 区分 5.1 酸化性物質
- 区分 5.2 有機過酸化物

(d) 区分 6.2 病ウイルスを移しやすい物質 カテゴリーA (UN2814、UN2900)

(e) 第 7 分類 カテゴリー II—黄 および カテゴリー III—黄 (RRY)

(f) UN2809 水銀

(g) UN3077 個体の環境有害物質類で、中型容器 (IBC) に入れられたもの

(h) 危険物を含む航空郵便

全てのその他の分類および区分の危険物の輸送は、フライドバイの Cargo Special Help
Desk の事前承認が要求される。

Email: Cargo.SHD@flydubai.com

FZ-03 2021 年 7 月 1 日より、アラブ首長国連邦 (UAE) から発送または再輸出される貨物
輸送物に、不透明なシェリクラップを外側に使用することを禁止する。この禁止は UAE
内を輸送する UAE の他の運航者からの継ぎこし (interline) 貨物および民間航空機で輸送
される UAE 軍や省の国内輸送物には適用しない。

削除 GH (グローバス航空)

GH-01 グローバス航空 (Llc GloBus) 便により輸送される危険物貨物は、グローバス航
空の事前承認を取得後のみ受託する。危険物貨物についての要請は以下のメールアドレス
に送らなければならない。

email: ego@s7.ru

承認要請は、承認の特別様式（様式は要請を受け提供される）に従って行わなければならない。承認書は貨物に伴う書類に添付し、発地空港で取り扱い会社により乗務員に手渡され航空機に搭載し送付すること。

~~GH-02~~（空欄）

~~GH-03~~ 荷送人は、輸送される（各）危険物の危険性、特性および事故または軽微な事故の際に取るべき行動についての知識を有する個人/機関の24時間緊急時電話番号を提供しなければならない。国番号およびエリアコードを含むこの電話番号は“Emergency Contact”または“24-hour number”の文言に続いて、危険物申告書の“その他の取り扱い注意（Additional Handling Information）”欄に、例えば、Emergency Contact +7(495)-123-45-78と記入しなければならない。

訂正 GK（ジェットスター・ジャパン）

~~GK-01~~（空欄） 貨物として委託される危険物は、いかなるジェットスター・ジャパンの航空機による輸送も受託しない。

~~GK-04~~ JJPには医療承認者がいないため、酸素または空気のガスシリンダーおよび酸素濃縮器は、旅客の手荷物としての輸送は受託しない。その使用方法を十分訓練された患者により使用される、医療使用のため必要とされる酸素または空気のガスシリンダーは、機内持ち込み手荷物としてのみ受託される。

~~GK-05~~ UN 3090の輸送、リチウム金属単電池および組電池はジェットスター航空機での輸送を禁止する。この規定は包装基準968のSection I A、I BおよびSection IIに適用する。（空欄）

~~GK-06~~ UN 3480の輸送、リチウムポリマー電池を含むリチウムイオン単電池および組電池はジェットスター航空機で貨物としての輸送を禁止する。これは包装基準965のSection I A、I BおよびSection IIに適用する。（空欄）

訂正 JQ（ジェットスター航空）

~~JQ-05~~ UN 3090の輸送、リチウム金属単電池および組電池（リチウム合金電池を含む）はジェットスター航空機での輸送を禁止する。この規定は包装基準968のSection I A、I BおよびSection IIに適用する。

~~JQ-06~~ UN 3480、の輸送、（リチウムポリマー電池を含む）リチウムイオン単電池および組電池はジェットスター航空機で貨物としての輸送を禁止する。これは包装基準965のSection I A、I BおよびSection IIに適用する。

~~この禁止から適用免除される輸送は以下のとおりである。~~

~~● A. O. G 予備品として出荷される UN 3480 リチウムイオン電池（リチウムポリマー電池を含む）。~~

~~○ “A. O. G Spares”の文言が危険物申告書の“Additional Handling Information”欄または危険物申告書が要求されない場合には航空貨物運送状の“Handling~~

Information”か“Nature and Quantity of Goods”欄に記載されなければならない。

- 緊急救命装置（他の輸送手段が使用できない場合）として出荷される UN 3480 リチウムイオン電池（リチウムポリマー電池を含む）。

“Urgently required to Support Life-Saving Devices”の文言が危険物申告書の“Additional Handling Information”欄または危険物申告書が要求されない場合には 航空貨物運送状の“Handling Information”か“Nature and Quantity of Goods”欄に記載されなければならない。

上記適用免除される輸送は以下でなければならない。

- それぞれ正味量 100 kg 以下であること。
- 危険物規則書の関連部分に従っていること（たとえば使用される場合、危険物申告書）。
- 1 航空機当たりの合計重量が 100 kg 以下であること。および
- クラス C 貨物室に搭載すること（下部貨物室のみ）。

削除 KA（香港ドラゴン航空）（キャセイドラゴン航空）

KA-01 UN 3480 リチウムイオン電池。リチウムイオン単電池および組電池はキャセイドラゴン航空機での貨物としての輸送を禁止する。これは包装基準 965 の Section IA、IB および II に適用される。

この禁止事項は以下には適用されない。

- 包装基準 966 および 967 に従い機器と共に包装されたまたは機器に組み込まれたリチウムイオン単電池および組電池（UN 3481）、または
- 旅客または乗務員が携行する危険物の規定が適用されるリチウム電池（充電可および充電不可）（2.3.2 から 2.3.5 および表 2.3.A 参照）。

KA-02 包装等級 I、II または III の液体の危険物を収納しているすべての組み合わせ容器に、内装容器に入っている内容物すべてを吸収するのに十分な吸収材を入れておかなければならない。

KA-03 （空欄）

KA-04 荷送人は、輸送される（各）危険物の危険性、特性および事故または軽微な事故の際に取るべき行動についての知識を有する個人/機関の 24 時間緊急時電話番号を提供しなければならない。国番号およびエリアコードを含むこの電話番号は“Emergency Contact”または“24-hour number”の文言に続いて、危険物申告書のできれば“その他の取り扱い注意（Additional Handling Information）”欄に、例えば、“Emergency Contact +47 67 50 00 00”と記入しなければならない（8.1.6.11 および 10.8.3.11 参照）。

KA-05 いかなる材質であれ、ドラムおよびジェリカンの単一容器に収納された液体の危険物は、以下のように準備されなければならない。

1. 鋼製ドラム/プラスチックドラム/プラスチックジェリカン、ファイバーボード製箱のような他の強固な外装容器により保護しなければならない。
2. 中が見える開放オーバーパックであれば、少なくとも容器の上下を保護する為、適切なサイズのプラスチック製、発泡製または木製のパレットを使用しなければならない。

KA-06 8.2.5 の要件に加え、すべての微量危険物貨物は航空貨物運送状に国連番号を記載しなければならない。

~~KA-07 UN 3090 リチウム金属電池。リチウム金属単電池および組電池は、キャセイドラゴン航空の航空機で貨物としての輸送は禁止する。これは、包装基準 968 の Section I A、I B および Section II に適用される。この禁止事項は以下には適用されない。~~

- ~~● 包装基準 969 および 970 に従い、機器と共に包装されまたは機器に組み込まれたリチウム金属単電池または組電池 (UN 3091)、または~~
- ~~● 旅客または乗務員が携行する危険物についての規定が適用されるリチウム電池 (充電可および充電不可) (2.3.2 から 2.3.5 および表 2.3.A 参照)。~~

訂正 KM (マルタ航空)

~~KM-03 以下の危険物は許可されない。~~

- ~~● 2.4.2 で許可された品目を含む航空郵便。~~
- ~~● マルタ航空機に搭載して輸送する宅配貨物。(空欄)~~

訂正 MN (コムエアー)

MN-01 以下の危険物はすべてのコムエアー航空機による輸送が禁止される。

(a) 第 1 分類から第 8 分類 ; UN 1044、UN 1072、UN 1863、UN 1956、UN 2795、UN 2911、UN 2915、UN 3356 および UN 3373 は除く。

(b) 第 9 分類 ; UN 1845、UN2990、UN 3082、UN 3091、UN 3363 および UN 3481 は除く。

訂正 QR (カタール航空)

QR-03 荷送人は輸送される各危険物の危険性、特性および事故または軽微な事故の際に取るべき行動についての知識を有する個人/機関の 24 時間緊急時連絡電話番号を提供しなければならない。国番号およびエリアコードを含むこの電話番号は“24-hour emergency contact telephone number” “Emergency contact” または “24-hour number” の文言に続いて、危険物申告書の できれば “その他の取り扱い注意 (Additional Handling Information)” 欄に、“取り扱い注意 (Handling Information)” 欄に、例として “Emergency contact +974 6750 0000” のように記入しなければならない。(8.1.6.11 および 10.8.3.11 参照)

QR-08 以下の包装リチウムイオン単電池および組電池 (UN 3480 および UN 3481) およびリチウム金属単電池および組電池 (UN 3090 および UN 3091) を貨物として輸送する場合、以下の制限は、すべてのカタール航空便で遵守しなければならないに適用する。

- リチウム単電池または組電池を収納する包装物は、他のいかなる第 1、第 2、第 3、第 4、第 5 および第 8 分類の危険物を収納した包装物のオーバーパック (Overpack) に含まれてはならない。
- リチウム単電池または組電池は、他のいかなる第 1、第 2、第 3、第 4、第 5 および第 8 分類の危険物とも共に同一の外装容器に包装されてはならない。

訂正 S7 (PJSC シベリア航空)

S7-01 シベリア航空便により輸送される危険物貨物は、シベリア航空の事前承認を取得後のみ受託する。危険物貨物の申請は以下宛に送らなければならない。

email: cgo@s7.ru

承認申請は、承認の特別書式に従って行わなければならない（書式は要求すれば提供される）。承認書は貨物に伴う書類に添付され、発地空港で取り扱い会社により乗務員に手渡され航空機に搭載し送付すること。

危険物は事前承認を得た場合のみ受託する。承認申請はシベリア航空の情報システムを通じて提出することができる。情報システムへの指示と入力、email: cgo@s7.ruにより要求することができる。

訂正 SQ (シンガポール航空)

SQ-09 他の航空会社からの危険物貨物は、受託しない。継ぎ越し (interline) の危険物の輸送物は、スクート航空およびシルク航空からのみ受託する。

第2章

2.3 旅客または乗務員が携行する危険物 (Dangerous Goods Carried by Passengers or Crew)

29 ページ、表 2.3.A を以下のように訂正

	搭載位置を機長に通知することが要求されるか				NO	NO
	持ち込み手荷物として認められるか					
	受託手荷物として認められるか					
	運航者の承認を必要とするか					
Internal combustion or fuel cell engines (内燃機関または燃料電池エンジン) A70 に合致しなければならない。(詳細は 2.3.5.13 2.3.5.12 参照)。	NO	YES	NO	NO	NO	

30 ページ、2.3.4.7 の注を以下のように訂正

2.3.4.7 リチウム電池作動の電子機器 (Lithium Battery-Powered Electronic Devices)

本規則の目的から、リチウム電池作動の電子機器とは、リチウム単電池または組電池が、その作動のために電力を供給する機器 (equipment) または装置 (apparatus) を意味している。これらの機器は以下のように運航者の承認を得て受託手荷物および機内持ち込み手荷物の中に入れることが許可される。

……

注：

リチウム内容量が 2 g を超える予備のリチウム金属電池およびワット時定格値が 100 Wh を超える予備のリチウムイオン電池については 2.3.3.2 を参照。

リチウム内容量が 2 g を超えないリチウム金属電池およびワット時定格値が 100 Wh を越えないリチウムイオン電池を有する電子機器については 2.3.5.9-2.3.5.8 を参照。

35 ページ、2.4 を以下のように訂正

2.4 航空郵便による危険物の輸送 (Transport of Dangerous Goods by Post)

.....

2.4.4 指定郵便事業者は、2.4.2(d) および(e) で明記されている、リチウム電池の受託を始めることができるようになる前に、国の民間航空局による特別認可を取得しておかねばならない。リチウム電池受託について認可を取得した指定郵便事業者 (DPO) のリストは UPU のウェブサイトを確認することができる。

ウェブサイト :

<http://www.upu.int/fileadmin/documentsFiles/activities/postalSecurity/listAuthorizedDPOsLithiumBatteriesEn.pdf>

https://www.upu.int/en/Postal-Solutions/Programmes-Services/Postal-Supply-Chain/Security#scroll-nav_2

注 :

1. 指定郵便事業者は、民間航空局の特別認可を得なくとも、2.4.2(a)、(b) および(c) に明記されている危険物は受託できる。
2. 国の関係当局および民間航空局のガイドラインは、ICAO の技術指針の補足版 (the Supplement to the ICAO Technical Instructions) (S-1 ; 3) に含まれている。

35~36 ページ、2.5 を以下のように訂正

2.5 運航者所有の危険物 (Dangerous Goods in Operator' s Property)

2.5.1 例外 (Exceptions)

本規則の規定は、2.5.1.1 から [2.5.1.4](#) [2.5.1.5](#) までの物品および物質には適用しない。

2.5.1.1 航空機装備品 (Aircraft Equipment)

本来は危険物として分類されるものであるが、関連する耐空性要件、運航規則に従って航空機に積載をしなければならない物品または物質。または運航者の属する国の当局により特別要件に合致していることで積載することを認可された物品または物質。

2.5.1.2 消費者向け物品 (Consumer Goods)

運航者が飛行中の旅客機内で使用するかまたは販売するエアゾール、アルコール飲料、香水、オーデコロン、液化ガスを充填したガスライターおよび 2.3.5.8 の規定に合致するリチウムイオン電池またはリチウム金属電池の単電池または組電池が組み込まれた携帯電子機器。ただし、ガスの詰替不可能なライターおよび減圧時にガスが漏洩しやすいライターを除く。

2.5.1.3 固形二酸化炭素 (ドライアイス) (Carbon Dioxide, Solid (Dry Ice))

航空機内でのサービス用飲食物のために使用される固形二酸化炭素 (ドライアイス)。

2.5.1.4 衛生用品 (Hygiene Products)

一運航または連続しての運航中に、旅客および乗員の衛生のために、航空機の中で使用する目的で運航者によって航空機に持ち込まれるアルコールベースの手指消毒剤およびアルコールベースの清掃製品。

2.5.1.4-2.5.1.5 電池作動の電子機器 (Battery-Powered Electronic Equipment)

リチウム金属またはリチウムイオン単電池または組電池を含む、例えば電子航空バッグ、個人用娯楽機器、クレジットカードリーダーのような電子機器およびそのような機器の予備リチウム電池は、その電池が 2.3.5.8 の規定に合致していれば、一運航または連続しての運航中、機内で使用するため運航者により航空機に搭載して輸送される。使用しないとき、予備リチウム電池は短絡を防ぐよう個別に保護されていなければならない。これら電子機器の輸送および使用と予備リチウム電池の輸送に対する条件は、運航乗務員、客室乗務員および他の従業員が、彼らが責任を有する職務を果たせるように、運航マニュアルおよび/または他の該当するマニュアルに規定されなければならない。

2.5.2 航空機用の補給部品 (Aircraft Spares)

2.5.2.1 運航者の属する国の政府が認める場合を除き、上記 2.5.1.1 に該当する物品または物質を補給用として輸送する場合、または交換のために取り外した場合には、本規則の定めに従って危険物扱いにて輸送しなければならない。

2.5.2.2 運航者自身が荷送人である場合は、これらの物品または物質はそれらの輸送のために特別に設計したコンテナを使用して輸送することができる。コンテナは、少なくともコンテナに収納される品目に指定された容器要件に合致するものでなければならない。本規則の他のすべての適用規定が適用される。

2.5.2.3 運航者の属する国の政府が認める場合を除き、2.5.1.2、および 2.5.1.3 および 2.5.1.4 に該当する補給用物品および物質は、本規則の定めに従って輸送されなければならない。

2.5.2.4 他に運航者が属する国により認可されていなければ、2.5.1.4 2.5.1.5 に参照された電池作動の機器およびそれらの交換用の予備電池は本規則の規定に従って輸送しなければならない。

第3章

245 ページ、3.9.2.5 を以下のように訂正

3.9.2.5 遺伝子組換え微生物 (GMMOs) または遺伝子組換え生物 (GMOs) (Genetically Modified Micro-Organisms (GMMOs) or Genetically Modified Organisms (GMOs))

3.9.2.5.0 割り当てられた品目名

- UN 3245 **Genetically modified micro-organisms** または **Genetically modified organisms**

3.9.2.5.1 遺伝子組換え微生物および遺伝子組換え生物とは、その遺伝子物質を自然には起こらない方法で、遺伝子技術により故意に変異させた微生物または生物である。

3.9.2.5.2 毒物またはウイルスを移しやすい物質の定義に合致しない遺伝子組換え生物および遺伝子組換え微生物は、UN 3245 に割り当てなければならない。

3.9.2.5.3 発地国、経由国、および目的地国の国の当局により使用が承認されている場合の遺伝子組換え微生物または遺伝子組換え生物は、本規則の適用を受けない。

3.9.2.5.4 遺伝子組換えの生きている動物は、発地国および目的地国の当局が定めた期間および条件の下で輸送しなければならない。

3.9.2.5.5 GMOs あるいは GMMOs を含む新型コロナウイルス (COVID-19) ワクチンは、臨床試験の対象のものも含め本規則の適用を受けない。

3.12 危険物を含むその他の (n. o. s.) 物品の分類 (Classification of Articles Containing Dangerous Goods, n. o. s.)

250 ページ、3.12.2 を以下のように訂正

3.12.2 加えて、そのような物品が蓄電池を含んでもよい。その物品に不可欠であるリチウム電池は、本規則に別段の規定がある場合（例えば **リチウム電池を含む本格生産前の試作リチウム電池を含む物品**、または **そのような電池が 100 個以下の物品の少量生産である場合**）を除き、国連マニュアル、part III, sub-section 38.3 (the UN Manual of Tests and Criteria, part III, sub-section 38.3) の試験要件に合致していることが証明された型式の物でなければならない。

第4章

4.2 危険物リストを以下のように訂正

UN/ ID no.	Proper Shipping Name/Description	Class or Div. (Sub Risk)	Hazard Label(s)	PG	EQ see 2.6	Passenger and Cargo Aircraft				Cargo Aircraft Only		S.P. see 4.4	ERG Code		
						Ltd Qty		Pkg Inst	Max Net Qty/Pkg	Pkg Inst	Max Net Qty/Pkg			Pkg Inst	Max Net Qty/Pkg
						Pkg Inst	Max Net Qty/Pkg								
A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N		
3481	Lithium ion batteries contained in equipment † (including lithium ion polymer batteries)	9	Miscellaneous Lithium batt.		E0	Forbidden		967	5 kg	967	35 kg	A48 A88 A99 A154 A164 A181 A185 A206 A213 A220	12FZ		
3481	Lithium ion batteries packed with equipment † (including lithium ion polymer batteries)	9	Miscellaneous Lithium batt.		E0	Forbidden		966	5 kg	966	35 kg	A88 A99 A154 A164 A181 A185 A206 A213 A802	12FZ		
3091	Lithium metal batteries contained in equipment † (including lithium alloy batteries)	9	Miscellaneous Lithium batt.		E0	Forbidden		970	5 kg	970	35 kg	A48 A88 A99 A154 A164 A181 A185 A206 A213 A220	12FZ		
3091	Lithium metal batteries packed with equipment † (including lithium alloy batteries)	9	Miscellaneous Lithium batt.		E0	Forbidden		969	5 kg	969	35 kg	A88 A99 A154 A164 A181 A185 A206 A213 A802	12FZ		
3535	Toxic solid, flammable, inorganic, n.o.s. ★	6.1 (4.1)	Toxic & Flamm. solid	I	E5	Forbidden		665	1 kg	672	15 kg	A5	6F		
					II	E4	Y644	1 kg	668	15 kg	675	50 kg	A5	6F	

4.4 特別規定 (Special Provisions)

461 ページの特別規定 A46 を以下のとおり訂正

A46 (216) 本規則の適用を受けない固体物質に引火性液体を加えた混合物は、最初に区分 4.1 の分類基準を適用することなく、当該品目名を使用して輸送できる。ただし、包装す

る際に、遊離液体が視認されず、かつ単一容器については、包装等級Ⅱの基準の気密試験に合格したものでなければならない。固体物質に吸収させた包装等級ⅡまたはⅢの引火性液体 10 mL 未満を含む、密閉された小容器 (sealed packets) **またはおよび物品から成る小型の内装容器**は、本規則の適用を受けない。ただし小容器 (packet) または物品内に遊離液体がないこと。

466 ページの特別規定 A99 を以下のとおり訂正

A99 危険物リスト (4.2) の L 欄に規定された貨物機の包装物当たりの許容限度量および包装基準 965、966、967、968、969 または 970 の Section I に規定された許容限度量にかかわらず、リチウム電池または電池の組み立て品 (UN 3090 または UN 3480) は、機器と一緒に包装されたもの、機器に内蔵されたもの (UN 3091 または UN 3481) を含み、該当する包装基準の Section I の他の要件に合致しているものは、発地国および運航者の属する国の当局より認可され、ICAO 技術指針の補足版 (the ICAO Supplement to the Technical Instructions) の包装基準 974 の要件に合致していれば、35 kg を超える質量にて輸送できる。**許可書の写しとその貨物に伴わなければならない。**

☞ リチウム電池が本特別規定に従って当局の認可に基き輸送される場合、危険物申告書上の包装基準は“974”と記載しなければならない。

☞ **認可書のコピーが貨物に添付されなければならない。本特別規定に従った輸送であることを危険物申告書に記載しなければならない。**

482 ページに新しい特別規定 A220 を以下のとおり追加

A220 **リチウム電池が組み込まれた記録計 (data loggers) および/または貨物追跡装置 (cargo tracking devices) が装着された、COVID-19 用ワクチンを収納した包装物には、該当する包装基準 967 または 970 の Section II のマーキングと書類上の要件は適用されない。**

第 6 章

6.0 総則 (General Provisions)

759 ページの 6.0.1.3 を以下のとおり訂正

6.0.1.3 6.1 および 6.2 の容器についての要件は現在使われている容器に基づいている。科学および技術の進歩を考慮に入れるため、同等に効果があり該当する当局に許可され、また **5.0.2.11** **5.0.2.14** および 6.3 に記載された試験に耐えることができる場合、6.1 および 6.2 の要件とは異なる仕様を有する容器の使用には反対しない。本規則に記載されたもの以外の試験方法も同等であれば許容される。

762 ページ 6.0.4.2.1(f)の図 6.0.B の下の文書を以下のとおり訂正（JACIS 誤植のため）

図 6.0.B
製造月を示す例（Example of Indicating the Month of Manufacture）



* 製造年の下 2 桁（西暦の下 2 桁）を * の場所に表示してもよい。その場合、および時計様式の月表示マークが UN 型式認可マークの隣に表示されている場合、時計様式の月表示 UN 型式認可マーク内の年表示は省略しても良い。しかし時計様式の月表示マークが UN 型式認可マークの隣に表示されていない場合は、UN 型式認可マーク内の年の下 2 桁と時計様式の月表示マークのそれは同一でなければならない。

第 8 章

8.2.2 混合貨物（Mixed Shipment）

865 ページを以下のとおり訂正

危険物と非危険物の両方を含む航空貨物運送状は、“取り扱い注意”欄に“Dangerous Goods as per attached associated Shipper’s Declaration”または“Dangerous goods as per attached associated DGD.”の文言の前か後に、危険物の貨物の個数を記入すること。

第 10 章

10.0.2 放射線防護計画（Radiation Protection Program）

894 ページの 10.0.2.6 を以下のとおり訂正

10.0.2.6 準備および対応に対する手配は段階的な取り組みに基づき、および核または放射性物質の緊急事態の際に貨物の内容物と環境との反応から生ずる他の危険性物質の形成も含み、識別される危険性および潜在的な結果も考慮に入れなければならない。そのような手配の確立についての指針が“Preparedness and Response for a Nuclear or Radiological Emergency”, IAEA Safety Standards Series No. GSR Part 7, IAEA, Vienna (2015); “Criteria for Use in Preparedness and Response for a Nuclear or Radiological Emergency”, IAEA Safety Standards Series No. GSG-2, IAEA, Vienna (2011); “Arrangements for Preparedness for a Nuclear or Radiological Emergency”, IAEA Safety Standards Series No. GS-G-2.1, IAEA, Vienna (2007) および “Arrangements for the Termination of a Nuclear or Radiological Emergency”, IAEA Safety Standards Series No. GSG-11, IAEA, Vienna (2008) (2018) に含まれている。(JACIS 注、日本語版規則書は既に訂正済み)

930 ページ表 10.5.C を以下のとおり訂正（JACIS 誤植のため）

輸送物（適用除外輸送物を除く）、オーバーパックおよび貨物コンテナのカテゴリ		
輸送指数	外表面のすべての点における最大放射線レベル線量率	カテゴリ
0*	0.005 mSv/h (0.5 mrem/h) まで	I-白
0 を超えて1まで*	0.005 mSv/h (0.5 mrem/h) を超えて 0.5 mSv/h (50 mrem/h) まで	II-黄
1 を超えて10まで	0.5 mSv/h (50 mrem/h) を超えて 2 mSv/h (200 mrem/h) まで	III-黄
10 を超える場合	2 mSv/h (200 mrem/h) を超えて 10 mSv/h (1,000 mrem/h) まで	III-黄**

10.8.8.2 混合貨物 (Mixed Shipment)

970 ページの 10.8.8.2 を以下のとおり訂正

危険物と非危険物の両方を含む航空貨物運送状 (Air Waybill) は、“取り扱い注意 (Handling Information)” 欄に “Dangerous Goods as per attached associated Shipper’s Declaration” または “Dangerous Goods as per attached associated DGD” の文言の前か後に、危険物の貨物の個数を記入すること。

10.8.8.4 事例 (Examples)

971 ページの図 10.8.G を以下のとおり訂正

図 10.8.G

航空貨物運送状の例—貨物機専用の危険物貨物
(Air Waybill Example—Cargo Aircraft Only)

Airport of Destination		Requested Flight/Date		Amount of Insurance		INSURANCE - If carrier offers insurance, and such insurance is requested in accordance with the conditions thereof, indicate amount to be insured in figures in box marked "Amount of Insurance".	
Handling Information							
Dangerous Goods as per associated DGD – Cargo Aircraft Only							SCI
No. of Pieces RCP	Gross Weight	kg lb	Rate Class Commodity Item No.	Chargeable Weight	Rate Charge	Total	Nature and Quantity of Goods (incl. Dimensions of Volume)

付録 B

1028 ページの B.2.2.4 のコードの意味を以下の通り訂正

RBI – Fully regulated lithium ion batteries (Class 9, UN 3480) as per Section IA and IB of PI 965, and where applicable lithium ion batteries shipped under an approval in accordance with special provision A88 or A99

RBM – Fully regulated lithium metal batteries (Class 9, UN 3090) as per Section IA and IB of PI 968, and where applicable lithium metal batteries shipped under an approval in accordance with special provision A88 or A99

RLI – Fully regulated lithium ion batteries (Class 9, UN 3481) as per Section I of PI 966 and 967, and where applicable lithium ion batteries shipped under an approval in accordance with special provision A88 or A99

RLM – Fully regulated lithium metal batteries (Class 9, UN 3091) as per Section I of PI 969 and 970, and where applicable lithium metal batteries shipped under an approval in accordance with special provision A88 or A99

付録 D.1

1054 ページの Germany (D) を以下のとおり訂正

Germany (D)

Head Dangerous Goods Group
Dangerous Goods Group
Luftfahrt-Bundesamt
Aussenstelle Frankfurt
Sachgebiet Gefahrgut
Kelsterbacherstr. 23
65479 Raunheim
GERMANY

Tel: +49 531 2355 3302
Fax: +49 531 2355 3398
Email: Hermann.brockhaus@lba.de
Email: bernhardhermannjosef@web.de

Tel: +49 531 2355 8250
Email: gefahrgut@lba.de

1067 ページの United States (USA) を以下のとおり訂正

United States (USA)

Enforcement branch:

For Operator Compliance and Enforcement
Director, Hazardous Materials Safety Program
Office of Hazardous Materials Safety
Federal Aviation Administration (FAA)
FAA Headquarters (FOB10A)
ADG-1, 800 Independence Ave.
SW, Washington
DC 20591
U.S.A.

Tel: +1 (202) 267-94324
Fax: +1 (202) 267-9450
Email: janet.mcluaghlin@faa.gov
Website: www.faa.gov/about/office_org/headquarters_offices/ash/ash_programs/hazmat

Office of Hazardous Materials Safety
Federal Aviation Administration (FAA)
470 L'Enfant Plaza East SW
8th Floor
Washington, DC 20024
U.S.A.

Email: hazmatinfo@faa.gov
Website: www.faa.gov/hazmat

付録 D.2

1082 ページの United States (USA) を以下のとおり訂正

United States (USA)

~~Office of Sciences, Engineering and Research Office of Hazardous Materials Technology~~
Pipeline and Hazardous Materials Safety Administration
U.S. Department of Transportation
Washington, DC
U.S.A.
20590

Tel: +1 (202) 366 4545
Fax: +1 (202) 366 3753
~~Telex: 892 427~~
~~TWX: (710) 822 9426~~
email: rick.boyle@dot.gov

Technical point of contact for Type B and fissile packages:

~~Spent Fuel Project Office~~
~~Office of Nuclear Materials Safety and Safeguards~~
~~U.S. Nuclear Regulatory Commission~~
~~Washington, DC~~
~~U.S.A.~~
~~20555~~

~~Tel: +1 (302) 415 8500~~
~~Fax: +1 (301) 415 8555~~
~~email: EWB@nrc.gov~~

~~Division of Fuel Management~~
~~Office of Nuclear Material Safety and Safeguards~~
~~U.S. Nuclear Regulatory Commission~~
~~Washington, DC 20555-0001~~
~~U.S.A.~~

~~Tel: +1 (301) 415 8500~~
~~Fax: +1 (301) 415 8555~~
~~Email: Andrea.Kock@nrc.gov~~

付録 F. 3

1123 ページの Belgium の以下の認定教育訓練校を訂正

Belgium

Swissport Cargo Service Belgium N.V.
Brussels Airport Building 32 PB 3
1930 Zaventem
BELGIUM
B-1934

Tel: +32 2 788 3205
Email: bru.ghtraining@swissport.com
Website: www.swissport.com

Swissport Cargo Services Belgium NV
BRUCARGO Building 704 Box3
B-1830 Bedrijvenzone Machelen
BELGIUM

Tel: +32 478 54 1787
Email: Be.cargotraining@swissport.com
Website: www.swissport.com

1130 ページに以下の India の認定教育訓練校を追加

India

International Aviation Training Center
Off. 4, Building No. 84, Kurla Navchaitanya Chs Nehru
Nagar Kurla East
Mumbai 400024
INDIA

Tel: +91 85 5209 5393
Email: vksharma@iatc.co.in
Website: www.iatc.co.in

以上